

総発第345号
令和7年2月13日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和7年1月27日付け監発第85号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
税務課	<p>【契約】 ○契約書どおりの履行確認が行われていないもの 令和6年度に締結された、評価システム提供及び保守業務委託【長期継続契約】契約書第2条（業務完了報告等）では、「月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない」同条第2項では「業務完了報告書等を受理した時は10日以内に検査を行わなければならない」としているが、業務完了報告書等の提出がなく、履行確認も行っていなかった。 市で契約書（案）を作成し契約を締結しているものであり、契約書にのっとり適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>契約書第2条のとおり、業務完了時の業務完了報告書の提出を受領し、履行確認を行う。 今後は契約書にのっとり事務処理を行うよう努める。</p>